

西宮市市民生活相談員感謝状贈呈要綱

(趣旨)

第1条 市民生活相談において多年にわたり継続して相談業務に携わった相談員の功績を称え、感謝状を贈呈することについて必要な事項を定める。

(贈呈の対象者)

第2条 市民相談課が行う市民生活相談のうち、家事相談員及び行政相談委員を贈呈対象者とする。

(贈呈の基準)

第3条 被贈呈者は、次に掲げる者とする。

- (1) 相談経験が5年以上でその功績が顕著であるもの
- (2) その他市長が認めた場合

(贈呈の時期)

第4条 贈呈の時期は、贈呈対象者が退任の時期とする。

(贈呈の方法)

第5条 贈呈は、市長が感謝状を贈ることにより行うものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成21年6月5日から施行する。